

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海 上 幕 僚 長

隊員自主募集について（通達）

標記について、下記のとおり実施されたい。

なお、縁故募集について（通達）（海幕人第3038号。47. 6. 12）は、
廃止する。

記

1 目 的

厳しい募集環境下において、部隊及び隊員（自衛隊法第2条第5項に規定する隊員、以下同じ。）が、隊員の募集を「わがこと」として、自主的に募集対象者の情報を提供することにより募集協力を実施し、隊員をより効果的に確保できる態勢を確立する。

2 用語の定義

(1) 自衛官等

自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第50号）
第1条第3号に規定する自衛官等

(2) 隊員自主募集

現隊員が、自主的に自衛官等を募集すること。

(3) 隊員自主募集情報

現隊員が、自主的に自衛官等を募集する際に入手する対象者の情報

原本等管理情報			取得文書管理情報	
作成年度：2017年度 起算日：2018.4.1 保存期間：10年 保存期間満了日：2028.3.31 本紙を含め：2枚部	開示	部分開示	不開示	取得年度： 起算日： 保存期間： 保存期間満了日： 本紙を含め： 枚 冊
	○			
区分：1 2 3 4 5 6				

(4) 募集対象者

自衛官等の応募資格を有する者

3 適用範囲

隊員自主募集の適用範囲は、自衛官等すべての募集とする。ただし、次の場合を除く。

- (1) 地方協力本部勤務者又は地方協力本部に募集業務支援のため臨時勤務を命ぜられた者が当該勤務期間中に得た情報に基づく場合
- (2) 現隊員から志願する者に関する場合

4 実施要領

具体的実施要領については、海幕人事教育部長から通知させる。

写送付先：部内全般